

知 事 意 見 （ 要 綱 ）

平成 2 6 年 5 月 2 9 日

美作岡山道路（柵原 IC-湯郷温泉 IC）建設事業に係る環境影響評価準備書について、関係市町長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、調査、予測及び評価の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1 事業計画について

事業計画の具体化に際しては、路線の位置及び道路構造を十分に検討することにより、環境影響を回避、低減することが重要であるので、沿道地域の住民への環境負荷の低減に繋がる計画となるよう留意すること。

また、事業計画を具体化する過程で、道路構造等を見直す場合は、沿道地域の住民への環境負荷が増加しないよう十分に対策を行うこと。

2 環境負荷の低減について

工事計画の具体化に際しては、周辺地域へ及ぼす影響の一層の低減を図るため、工事用の道路の早急な整備、低公害型建設機械や濁水処理施設の適切な維持管理に努めること。

また、工事中の環境保全措置等が適正に実施されるよう工事関係者への教育や指導など適切な施工管理を行い、講じることとした散水やアイドリングストップ等の環境保全対策には徹底して取り組むこと。

3 環境保全措置について

事業期間が長期に及ぶことから、その間の技術の進展や先進的な事例に関する情報を収集し、最新の知見に基づいた環境保全措置を積極的に導入すること。

4 環境管理について

(1) 美作岡山道路については、これまで、区間毎に環境影響評価を実施してきており、既に供用開始された区間もあることから、施工方法など事業計画の具体化や環境影響の予測・評価に当たっては、先行区間で蓄積された環境影響評価及び環境管理の結果などを当事業の環境管理に十分にフィードバックできる体制を確実に構築し、施工計画等に反映すること。

(2) 当事業は、最短でも8年の施工期間を要するなど非常に長期間にわたる予測評価を行っていることから、予測の際に設定した条件の変化も予想される。

このため、予測結果の不確実性の補完や講じることとした環境保全対策の適切性を検証するためには、環境管理計画に基づき実施する調査等が極めて重要であることから、影響の発生頻度等を踏まえ、より具体的な環境管理計画を立案し、適切に環境管理を行い、適宜、事業計画に反映し、事業の実施による環境への影響を軽減するよう努めること。

5 住民理解について

本事業についての周辺住民の理解が深められるよう、今後具体化する事業計画及び工事計画等に関する情報の提供等に努め、理解と協力を求めながら事業を進めること。

6 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処すること。

指 摘 事 項

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 騒音・振動

- ① 発破作業を行う場合は、必要最小限の薬量で実施することはもとより、適切な測定を行い騒音及び振動の状況を把握するとともに、周辺地域にあらかじめ発破施工計画を周知するなど騒音・振動の影響の低減に努めること。
- ② 現況が静かな地域における騒音は体感的に大きく感じられることがあり、環境保全目標値を満足している場合であっても、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、自動車走行に伴う騒音が高い区間については、騒音低減効果のある舗装を採用するなど、騒音のより一層の低減について検討すること。
- ③ 事業の実施に当たっては、詳細なボーリング調査等による地質調査を実施し、計画区域の地盤の状況を十分把握するとともに、その結果を踏まえ、振動対策に十分配慮した道路構造や工事計画の検討を行うこと。
- ④ 遮音壁の設置が予定されている箇所については、期待した効果が十分に確保されるよう、その仕様や設置区間について十分に検討すること。

(2) 水質

- ① トンネル工事に伴い排出される湧水は重金属を含む場合もあることから、湧水の水質を確認するための調査方法や対応の必要性が確認された場合の対策並びに排出方法について検討し、評価書に記載すること。
- ② 工事中の濁水対策として設置する仮設沈砂池については、先行する区間の施工実績も参考にして、十分な容量を確保するとともに、定期的な点検管理により機能維持に努めること。
特に、降雨時には、下流への影響をできる限り低減させるため、適切な監視を徹底すること。
- ③ 供用後にトンネル洗浄排水が発生する場合は、水質保全上の問題が生じないよう、適切に処理するとともに、放流先の十分な監視を行うこと。

(3) 地下水

地下水の湧水は破碎帯の存在や地質的な地下構造によって大きく影響されることから、事業実施前には、環境保全措置として実施することとしている地質調査を確実に実施し、その結果を持って、利水状況に支障を生じさせないよう必要な対策を講じること。

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 動物

- ① 両生類の生息するため池等は小規模なものが多く、わずかな水位変動であっても、両生類が使用している産卵域や生活域の水場が枯渇する可能性があるので、カミサシノウオなど重要種が確認されたため池等においては、環境管理で生息状況を確認するとともに、必要に応じて、追加の環境保全措置を実施すること。
- ② 環境保全措置として、移動を行う種については、移動先で個体密度が上昇しすぎないようにあらかじめ個体密度を調査し、同一水系の広範囲にリリースするなどの工夫が必要となるので留意すること。
- ③ ミサゴについては、事業実施区域内で高頻度で確認されていることに加え、聴き取り調査では、過去に周辺で営巣が確認されていることから、工事中のモニタリング調査の実施を検討し、実施しない場合はその根拠をより明確に評価書に記載すること。

(2) 植物

- ① 盛土部と切土部では、法面の緑化方法が異なることが推測される。
については、緑化計画や跡地回復に係る自然保護対策の方針や措置内容について、できる限り具体的に評価書に記載するとともに、工事中についても随時緑化を行うなど、可能な限り早期の緑化に努めること。
- ② 環境保全措置として、類似環境への移植を行うとしているナツアサドリ、カビゴケなどについて、移植環境の選定に当たっては、種の特性に応じた最適な環境を選定すること。

(3) 生態系

城田川等の小河川の付替・改修工事に当たっては、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に十分配慮すること。

3 地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保

(1) 景観

道路の修景に当たっては、地域住民等の懸念もあることから、周辺景観との調和が図られるよう留意すること。

(2) 文化財

文化財等については、法令で指定されているもの以外に、地域住民等にとって文化的、歴史的価値の高いものもあると考えられることから、地元市町等関係機関とも十分に協議し、文化財等が安易に取り壊されることがないように対応すること。

4 環境への負荷の低減

(1) 廃棄物等

工事の実施に伴って発生する廃棄物については、適正に処理するだけでなく、発生を抑制するとともに分別を徹底し、できる限り資源として再利用すること。